

「加須市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例」 第 5 条第 1 項第 1 号の規定に基づく区域の変更について

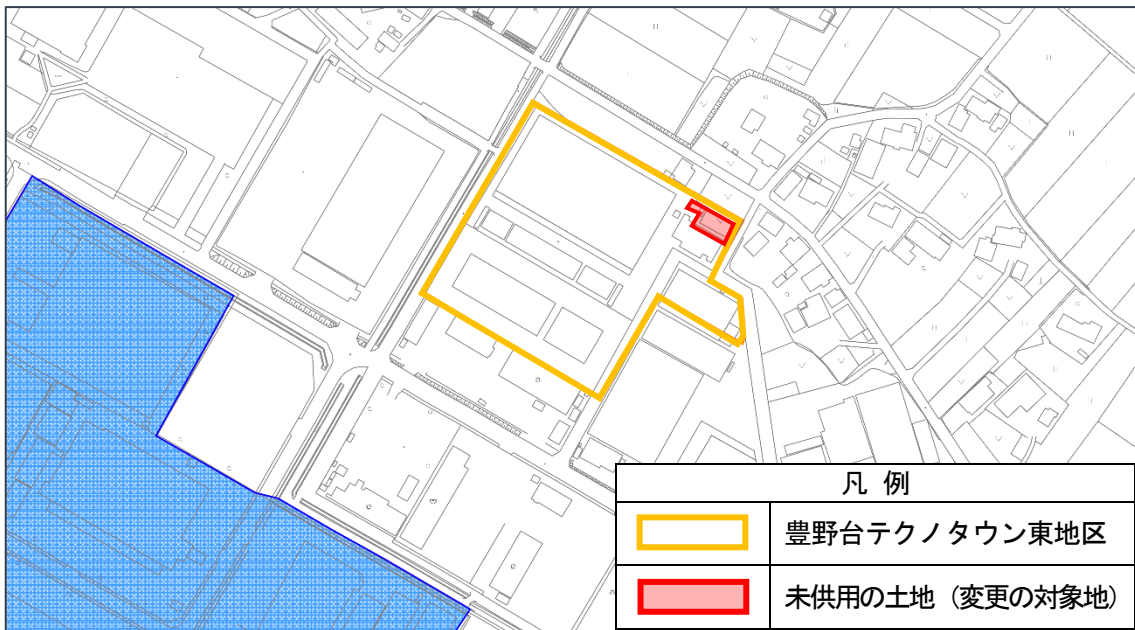
現在、加須市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例第 5 条第 1 項第 1 号の規定に基づき指定する区域（以下「産業系 12 号区域」という。）の内、未供用の土地を対象に、産業系 12 号区域を外す変更を行なう。

【変更理由】 一度に区域指定が可能な面積を、上限の 10 ヘクタールにより近づける。

※産業系 12 号区域の新たな指定に当たり、一度に区域指定が可能な面積の上限は 10 ヘクタール。ただし、指定済みの区域に未供用の土地がある場合の上限は、10 ヘクタールからその未供用の土地面積を減じた面積となる。

1 変更の対象地区

地区名	指定年月日	地区の面積			変更後の地区の面積
		供用済み	未供用 (変更の対象地)		
豊野台テクノタウン東地区	H19.6.8	1.4ha	1.3ha	0.1ha	1.3ha



2 変更後の市全体の産業系 12 号区域の指定状況

		現状	変更後
指定面積		59.1ha	59.0ha
内訳	供用済み	58.0ha	58.0ha
	未供用	1.1ha	1.0ha
新たに指定可能な面積		8.9ha	9.0ha